中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（案）

令和８年１１月

中標津町自治推進会議

※ページ番号は、表紙と表紙の裏面には入れないけど、今は資料なので入っている

１　はじめに

中標津町自治基本条例は、平成 12（2000）年の地方分権一括法施行により、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係に転換されたことから、地方分権社会に対応し、自己責任、自己決定及び協働による行政運営を進めるためのルールとして、町民の役割、議会及び行政の役割・責務を明確にするとともに、自治の基本原則が「情報共有」「町民参加」「協働」を明らかにした、町の憲法というべき「最高規範」として平成 24（2012）年４月に施行され、今年で 15 年目を迎えました。

施行の日から起算して５年を超えない期間ごとに行うことと、本条例第 37 条に規定されている「条例の見直し」に基づく、条例施行後初となる見直しは、平成 28（2016）年 10 月に町長より諮問を受け、検討を行った結果、町民・議会・行政が一体となり、約２年半という長期間の議論を重ね決められた条文であること、及び条例施行以降においては社会経済情勢の大きな変化や上位法の改正等によって影響を受ける条項がないことから、特に修正、変更の必要はないという結論に至り、意見として、本条例の更なる推進に向けて取り組むべき課題を付した上で、平成 29（2017）年２月にその旨を答申いたしました。

条例施行後２回目となる条例の見直しについては、令和３（2021）年４月に町長より諮問を受け、検討を行った結果、平成 28（2016）年に公職選挙法が改正され、選挙年齢を満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられたこと、また平成 30（2018）年に民法の一部を改正する法律が成立し、令和４（2022）年４月１日に施行となることから、条例における青少年及び子どもの定義について、社会情勢の変化に合わせる必要があるという考えから、条文から年齢の定義を削り、青少年及び子どもの定義を幅広く読み取れる表記とすることが望ましいとの結論に至り、第８条に関する条例見直しを求める答申を行いました。

また同答申では、引き続き検討を行うべき課題として、自治の３つの基本原則の推進、条例を町民に浸透させる取り組みの推進について、意見を付記しました。特に基本原則の「協働」については、町内会及び町民活動団体を一括りにせず、それぞれの定義づけや役割を明確にする、活動の強化を図るよう促すべきなどの意見がありました。しかしコロナ下の影響もあり、調査や議論が不足したことから、次期自治推進会議での継続審議を希望するという結論に至り、令和３（2021）年 10 月、第８条の見直し案を主として、町内会及び町民活動団体部分の見直しに対する継続審議、解説書の見直し等の継続的な課題を付記し、答申を行いました。

今期の自治推進会議は、前期自治推進会議から託された、いくつかの課題があるところからの出発となり、この度の答申に至りました。

２　中標津町自治基本条例の見直しの検討結果について

（１）条文の見直しを求める事項

令和２（2020）年８月に全町内会連合会から町長に対し提出された、中標津町自治基本条例に照らし、町内会活動活性化の必要性を訴えた「要望書」の要望の一つに、中標津町自治基本条例の見直しの検討も盛り込まれていたことを受け、また今期におこなった全町内会連合会役員との対話の場、議会運営委員会との対話の場を経て、特に市街地にある町内会の重大な課題を知ることができました。その後、何度も自治推進会議での協議を重ね、以下の結論に至りました。

●町内会は、中標津町の共助の基盤であり、自治の基本単位である。中標津町の自治の推進のためには、町内会は重要な組織である。
●中標津町自治基本条例の策定期には、自治の推進には町内会が重要だと考え、町内会の条文を明記した。この条例に、明確に「町内会」と記載したのは、全国的にも初めてではないかという構成で、策定メンバーも力をいれた部分であった。しかし条例ができた後も、特に市街地にある町内会の組織率は落ちているという現実がある。条文をより意味のあるものにするためにも、町内会の重要性を強く表現する必要性がある。
●市街地の町内会や全町内会連合会は、市街地の町内会への加入促進に大変な努力をしているが、それだけでは足りない危機的な現状を知り、自治推進会議や行政ができることから、自治の推進を進める努力をしたい。
●また昨今の地球環境の温暖化から、中標津町にも起こりうる災害対策や防災の視点から考えると、避難所運営の主体は町内会になる可能性が高い。加入率の現状から考えても、６割が知らない人たちの中での避難所運営は大変難しく、困難が多いと予想できる。それは、町民の生死にかかわる重大なことである。
●町内会の条文を見直すことで、中標津町の自治を取り巻く現状が少しでも改善することに繋がる。また町民活動団体についても、町内会を補完する役割もあり、中標津町の自治を推進する重要な役割を担っていることから、町内会とともに条文を再整理する。

上記から、町内会及び町民活動団体の条文については、それぞれの定義と役割、それぞれの組織に関わる町民の役割・議会の役割・行政の役割を再整理し、条文の内容を見直す必要性があります。本条文を見直すことで、今まで以上に、中標津町の自治の推進に寄与する条例になると結論づけました。

現　　行	見直し案
第４章　町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義） 第 15 条　町内会とは、居住する地域	第４章　町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義） 第 15 条　町内会とは、地域の総意を

の地縁による団体をいいます。	代表する組織として、また地域コミュニティ組織として、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である団体をいいます。
２　町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。	２　町民活動団体とは、町民が主体性をもって組織し、自由な社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。
（町内会及び町民活動団体の役割） 第 16 条　町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。 ２　町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。 ３　町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 ４　町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。	（町内会及び町民活動団体の役割） 第 16 条　町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。 ２　町内会は、居住する地域の町民が、そこに暮らす町民全体または町内会会員に対して、暮らしに密着した課題解決のため、それぞれの会則等に沿って、目的を達成する活動を行い、町民の暮らしと自治を支えます。 ３　町民活動団体は、町民自らが自由な社会貢献活動が発展する社会を目指し、社会をつくりあげていくよう行動します。 ４　町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。 ５　町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 ６　町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。
（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第 17 条　町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのでき	（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第 17 条　町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのでき

る地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。 ２　町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。	る地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。 ２　町民は、町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である町内会と、自由な社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与する町民活動団体の、それぞれの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。
（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割） 第 18 条　議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。	（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割） 第 18 条　議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。 ２　議会は、町内会の加入促進等への協力連携を図ります。
（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割） 第 19 条　行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。	（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割） 第 19 条　行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。 ２　行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。

また、条例の見直し案とともに、町内会への加入促進と運営の支援を要望する意見とアイディアを、以下に記載します。

行政内部でも、町内会を助けられそうなこと、作れそうなサポート体制、町内会の課題をともに考える場の提供などを検討し、町内会の加入促進と運営に対して、支援してください。例えば、「しるべカフェ町内会版」の開催、町内会運営のことに詳しい専門家やコンサルタント会社などによる勉強会と意見交換会などの開催、町内会の促進に係る条例の制定の検討、町でやっている除雪や街灯の管理やごみの回収などの可能な部分を町内会へ委託するなど。他にも

多くのアイディアがあると考えられます。
　できるだけ多くの町民と町内会が、ともに町内会の必要性を考える対話の場を経験し、話し合うことが必要です。どんなに困難な課題であっても、ともに考え、対話を繰り返すことが、自治の推進に最も重要であると考えます。

（２）検討を行っていただきたい課題

●町民ファシリテーターについて
・町民ファシリの経緯、現在の広がり（本間さんか飯野さんに素案を書いてほしい、または取材させてほしい）
・町民自治における役割や必要性
・協定書のこと？
・自治推進会議として、何を町長や行政に意見したり、検討してほしいのか？報告するという締めで良いのか？

●中標津町在住の外国人について
　中標津町に在住している外国人の方々との対話の場から、私たちが知る範囲内での現状や課題では、条例見直しの必要性はありませんでした。また町民側の変化という視点では、受け入れ地域の町内会などとの関係性もよく、現状は大変良いと感じました。
　しかし町民全体に、同じ安心感が浸透しているとは言い難く、現在の町内会との良好な関係性を、他の町内会や町民に PR する必要性を感じました。良い現状や逆に些細な課題を正確に知ることで、お互いにより良い居住性を築くことができると考えるので、現状を町民へ PR する工夫をしていただきたいと考えます。
　また外国人と、受け入れする町民に必要なこととして、公共施設などでの Wi-Fi 環境を増やす、民間施設にも Wi-Fi 環境を推奨する、町民や町内会と外国人とのプラットホームの設置を検討する、町単位ではなく地域単位での小さな集まりへお誘いする。さらには、雪像作りなど外国人の雪への情熱を街づくりに活用する、国際的な考え方や暮らし方の気軽な勉強会や集いを開催するなど、町民と外国人による中標津町の自治への推進に対して、行政からの継続的な支援が必要であると考えます。今後も、中標津町を「国際的なまち」にする方策について、在住している外国人と町民が、ともに考える場づくりを進めてください。

●若者の参加について
　高校生との対話の場の結果から、自治への興味や参加の意欲があることは分かりましたが、若者や高校生をどのように自治推進の動きへ取り込めるのか？今期の自治推進会議による対話や検討だけでは、結論は出ませんでした。次世代を担う若者や高校生などとの自治の推進は大変重要なので、方法論なども含めて、継続的に検討してください。

●解説書の見直しについて

　現在、自治基本条例の解説書の見直しを実施しています。終了次第、町民へ提供いたします。

以　上